

議第 34 号

下呂市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について

下呂市水道事業給水条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

水道法(昭和 32 年法律第 177 号)の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(下呂市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 下呂市水道事業給水条例（平成16年下呂市条例第177号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>	<p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p>

(下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 下呂市水道事業給水条例の一部を改正する条例（令和5年下呂市条例53号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、下呂市水道事業（下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年下呂市条例第176号。以下「設置条例」という。）第1条第1項に規定する事業をいう。）の給水に係る料金、給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）の費用負担その</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、下呂市水道事業（下呂市水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成16年下呂市条例第176号。以下「設置条例」という。）第1条第1項に規定する事業をいう。）の給水に係る料金、給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）の費用負担その</p>

改正後	改正前
<p>他の供給条件を定め、もって給水の適正を保持することを目的とする。</p> <p>(過料)</p> <p>第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、<u>給水装置</u> <u>工事をした者</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>他の供給条件を定め、もって給水の適正を保持することを目的とする。</p> <p>(過料)</p> <p>第43条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、<u>給水装置</u> <u>を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市水道事業給水条例等の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

（1） 水道法の所管が厚生労働省から国土交通省に移管されるため、関係条文を改めます。

（第 1 条、第 2 条関係）

（2） この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

（附則関係）